

令和8年度消防設備士法定講習会の実施について

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定による令和6年度消防用設備等の工事又は整備に関する講習会を次のとおり実施します。

1 受講対象者

消防設備士免状の交付を受けている者は、次の期日までにこの講習を受講しなければなりません。

(1) 免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内

(2) 前回の講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内

2 講習月日及び場所

区 分	日 時	場 所
避難設備 消 火 器	令和8年9月1日(火) 9時～17時	新居浜市本郷三丁目5-35 東予地区自動車整備協同組合
警 報 設 備	令和8年9月2日(水) 9時～17時	新居浜市本郷三丁目5-35 東予地区自動車整備協同組合
警 報 設 備	令和8年9月4日(金) 9時～17時	八幡浜市北浜一丁目3-37 南予地方局八幡浜支局
消 火 設 備	令和8年9月8日(火) 9時～17時	松山市一番町四丁目4-2 愛媛県庁第二別館11階大会議室
避難設備 消 火 器	令和8年9月10日(木) 9時～17時	松山市一番町四丁目4-2 愛媛県庁第二別館11階大会議室
警 報 設 備	令和8年9月14日(月) 9時～17時	松山市一番町四丁目4-2 愛媛県庁第二別館11階大会議室
特殊消防用 設 備 等		松山市一番町四丁目4-2 愛媛県庁第二別館11階大会議室他

※講習の区分は次のとおりです。

【消火設備】

第1類・第2類・第3類の甲種及び乙種消防設備士を対象とした講習

【警報設備】

第4類の甲種及び乙種消防設備士、第7類の乙種消防設備士を対象とした講習

【避難設備・消火器】

第5類の甲種及び乙種消防設備士、第6類の乙種消防設備士を対象とした講習

【特殊消防用設備等】

特類の甲種消防設備士を対象とした講習

3 受講申請書の配布場所

- ・（一財）愛媛県消防設備協会
- ・各市町(組合)消防本部
- ・愛媛県電気工事工業組合各支部
- ・愛媛県管工事協同組合連合会各支部

※（一財）愛媛県消防設備協会のホームページからもダウンロードできます。

4 受講申請書の受付期間

令和8年8月3日(月)から 8月17日(月)まで

5 受講申請の受付

（一財）愛媛県消防設備協会（〒790-0811 松山市本町7丁目2番地
愛媛県本町ビル2階）

6 受講手数料

愛媛県収入証紙(7, 000円)を申請書に貼付して納付してください。

7 注意事項

- ・受講当日は受付において、受講票及び消防設備士免状を必ず提出してください。
- ・**駐車場には限りがあります。**公共交通機関のご利用や乗り合わせ等にご協力をお願いします。

8 問い合わせ先

- ・（一財）愛媛県消防設備協会
松山市本町7丁目2番地 愛媛県本町ビル2階
電話(089)996-7141
- ・愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課
松山市一番町4丁目4-2
電話(089)912-2316